



富良野広域連合準備委員会

平成19年度 町政執行方針



平成19年度町政執行方針を述べる池部町長

3つの重点施策 「広域連合の推進」 「行財政改革の推進」 「地域福祉の推進」 第4次総合計画の実現 「まほらの南富良野」

平成19年度第1回町議会定例会において、池部町長は「平成19年度町政執行方針」を説明し、3つの重点施策と第4次総合計画の実現に向けた町政推進の決意を述べ、町民皆さんのご理解とご協力を呼び掛けました。以下、町政執行方針の内容をお知らせします。

はじめに

平成19年第1回南富良野町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信を申し上げます。

私は、町民皆様の負託を受けて、町政の舵取り役として重責を担わせていただいております。2期目の3年が過ぎようとしております。

私は、就任以来「町民参加のまちづくり」と「行動する行政」を基本姿勢として、町政の執行にあたってきたところでありますが、町民の町政に対する期待と責任の大きさを痛感し、任期の最終年とな

る平成19年度を、我まの発展と継承のため町民皆様や町議会のご意見、ご指導をいただき、「まほらの南富良野、瑞々しい自然、誇れる大地、人のびのびみなみふらの」とした第4次総合計画の実現を目指し多くの課題に取り組んでまいり所存であります。

今、地方自治体は、国が進める三位一体改革により地方交付税が大幅に削減されるなど、かつてない厳しい環境にあり、新政権でも「骨太の方針2006」を継承し、今後の経済・財政政策に変更がないことを強調しております。

私は、限界を超えるかのごとく益々厳しくなる行政運営の中で、この苦境を乗り越えるため、本町を取り巻く諸情勢を的確にとらえ、町の将来を見極めながら、町を持続させる方策や過疎化・少子高齢化対策を重点的に進める必要があると考えており、「町の将来」と「行政運営」、「地域づくり」に対して、町議会や町民の皆様とともに英知を結集しながら、施策に取り組む決意であります。

また、地方分権が進展する中で、今後の行政サービスの

方向性としては「自助・共助・公助」の考え方による、住民と共に行政サービスを担う「協働」のためのパートナーシップが求められておりますので、町民に理解と協力を得ながら次代につなぐ行政サービスの形成に努めてまいります。

地方自治体は、国の経済財政運営と構造改革の推進により、地方分権による地域主権型社会を目指すため、地域に産業と特性を残すまちづくりを進める必要があります。

南富良野町は、これまで多くの先人の方々のご努力により、幾多の難局を乗り越えてまいりましたが、現在直面している困難に立ち向かい、新しい歴史を築いて行くのは、今を生きる私たちの責務です。私に与えられた任期は、残すところ後1年となりました。

これからの1年、私は、町議会並びに町民の皆様と意識を共有して、先頭に立って難局を乗り越え、持続する「南富良野町」を建設するため、最大限の努力を傾注する所存でありますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

3つの重点施策

それでは、本年度の町政執行にあたり、重点施策について申し上げます。

広域連合の推進

はじめに、富良野圏域5市町村で取り組んでおりました「自治のかたち」についてであります。最終報告書で「市町村連携」「広域連合」市町村合併「広域都市構想」の4つの選択肢が示されましたが、富良野圏域としては、広

域連合を目指すことで合意をしたところであります。

富良野圏域5市町村は、それぞれに持つ豊かな自然の資源を生かし、観光産業と農林業・畜産業の振興によるまちづくりを進めてきましたが、国の社会構造が転換しつつある中、時代の変革に対応し、未来の子どものためにも魅力ある地域を創造していかねばなりません。

このためには、社会経済条件が共通する圏域5市町村で、連合効果を活かす新しい圏域づくりを目指すことが必要で、設立しました富良野広域連合準備委員会において、平成20年度の広域連合設立を目標に、広域で取り組むことが可能な事務事業の検討を進めてまいります。

道は、昨年「北海道市町村合併構想」を策定しており、富良野圏域5市町村をひとくくりとする合併の組合せを示しました。合併新法は平成21年度までの時限立法となっており、今まで以上に合併の指導強化も予想されますが、当面は圏域で合意をしております。広域連合による市町村連携

や行財政基盤の強化を図り新しい圏域づくりを進めてまいります。

また、国は自治体の「人口と面積」に基づいて地方交付税の配分を決める新型交付税を本年度から一部に導入することにしており、人口に重点が置かれるため小規模自治体の交付税の削減につながることから、地方財政の運営に支障をきたす懸念があります。

このような状況を踏まえて、圏域で取り組む事務事業の検討については、本町の持続発展に向けた行財政基盤の強化と福祉などの質の高い行政サービスの安定供給につなげるものとなるよう進めてまいります。

行財政改革の推進

次に、町行政を持続させるための行財政改革の推進についてであります。

本町ではこれまで、平成16年度から平成18年度までの3年間を行財政改革の重点期間として、人件費や補助金、委託料などの大幅な削減や早期勤奨退職制度の推進、組織機構の簡素化、普通建設事業費

の縮減をはじめ、イベント事業の抜本的見直し、受益者負担の適正化を図るための公共料金の改定など、様々な改革に取り組んでまいりました。

本年度は、民間の能力を活用する指定管理者制度を14の公共施設に導入し、効果的・効率的な管理運営に努めてまいります。

また、行財政改革は不断に取り組むべき課題であることから、平成17年度に策定いたしました「新行財政改革大綱」(集中改革プラン)に基づき、事務事業の再点検・再見直し、職員の退職不補充による人件費の削減と組織機構のスリム化を図るため機構改革も継続して実施いたします。

地域福祉の推進

次に、到来する高齢化時代に対応する地域福祉の推進についてであります。

国では、超高齢化時代の社会保障サービスのあり方について、「地域」という視点や「地域社会の変遷と社会保障を取り巻く状況の変化」、「地域」とともに支える社会保障の構築」などを踏まえて、時代



特別養護老人ホーム一味園

に適切な制度の創設や政策体系の整備を計画的に進めており、平成20年4月からは老人保健制度が後期高齢者医療制度に変更されます。75歳以上の高齢者等はこれまでの国民健康保険や被用者保険から「後期高齢者医療制度」に入ることになり、今年4月から都道府県単位に後期高齢者医療広域連合が設置され、北海道全体を一つの広域連合として、全ての市町村が加入し運営する事務事業の準備作業が進められます。

本町の過疎化や少子高齢化の進行に伴う高齢者福祉の